

第95号議案

工事請負契約の変更について

渡船しんぐう定期検査について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものとする。

令和6年9月17日提出

新宮町長 桐島光昭

記

- 1 契約金額 【変更後】 71,106,200円
(内消費税及び地方消費税額 6,464,200円)
【変更前】 62,150,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,650,000円)
- 2 契約の方法 随意契約

理由

渡船しんぐう定期検査に係る工事請負契約について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年新宮町条例第4号)第2条の規定により町議会の議決を求めるものである。

(参考資料)

(1) 変更理由

契約締結後に生じた電動係船ウインチの不具合、客室空調機の故障及び船体の小規模なクラック等並びに上架後、エンジン等を解放した際に判明した部品の劣化及び破損について、追加で整備を行うことにより工事費を増額するものです。

(2) 契約の概要

契約の相手方

福岡市東区西戸崎2丁目22番48号

株式会社エンジンドック

代表取締役 金丸 和彦